



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 西日本シティ銀行  
代表社名 取締役頭取 久保田 勇夫  
(コード番号 8327 東証第 1 部、大証第 1 部、福証)  
問合せ先 取締役総合企画部長 石田 保之  
TEL (092) 476-1111 (大代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 99 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定について、条文および文言の削除、修正等所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置を附則に新設するものであります。
- (2) 「社債等登録法」が廃止されたことに伴い、現行定款第 2 条 (5) の文言の削除を行うものであります。
- (3) その他上記変更に伴う、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1)	(1)
) (条文省略)	) (現行どおり)
(4)	(4)
(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債 信託法、 <u>社債等登録法</u> その他の法律によ り銀行が営むことのできる業務	(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債 信託法その他の法律により銀行が営むこ とのできる業務
(6) (条文省略)	(6) (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行)	
<u>第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行す る。</u>	(削る)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 単元株式数は全ての種類の株式につ いて1,000株とする。	第8条 単元株式数は全ての種類の株式につ いて1,000株とする。
<u>2. 第7条の規定にかかわらず、単元未満株式 に係る株券を発行しない。ただし、株式取 扱規程に定めるところについてはこの限り でない。</u>	(削る)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することが できない。	第9条 株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利を行使 することができない。
(1)	(1)
) (条文省略)	) (現行どおり)
(4)	(4)
第11条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>3. 当銀行の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u>以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</p>	<p>3. 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</p>
<p>第 13 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 優先株式</p>	<p>第 3 章 優先株式</p>
<p>(優先配当金)</p> <p>第 14 条 第 47 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年 12 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第 15 条に定める優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第 13 条 第 46 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年 12 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第 14 条に定める優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。</p>
<p>2. ) (条文省略)</p> <p>3.</p>	<p>2. ) (現行どおり)</p> <p>3.</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第 15 条 第 48 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第 14 条 第 47 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>第 16 条            〽 (条文省略)            第 21 条</p> <p>(配当金の除斥期間)            第 22 条 第 49 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>第 4 章 株主総会</p> <p>第 23 条            〽 (条文省略)            第 29 条</p> <p>(種類株主総会)            第 30 条 第 26 条および第 29 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>第 31 条            〽 (条文省略)            第 38 条</p> <p>第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第 39 条            〽 (条文省略)            第 45 条</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当)            第 47 条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、金銭による剰余金の配当(本定款において、かかる配当を「期末配当」といい、期末配当により支払われる金銭を「期末配当金」という。)を行うことができる。</p>	<p>第 15 条            〽 (現行どおり)            第 20 条</p> <p>(配当金の除斥期間)            第 21 条 第 48 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>第 4 章 株主総会</p> <p>第 22 条            〽 (現行どおり)            第 28 条</p> <p>(種類株主総会)            第 29 条 第 25 条および第 28 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>第 30 条            〽 (現行どおり)            第 37 条</p> <p>第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第 38 条            〽 (現行どおり)            第 44 条</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 45 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当)            第 46 条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(本定款において、かかる配当を「期末配当」といい、期末配当により支払われる金銭を「期末配当金」という。)を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第 48 条 当銀行は、取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および<u>実質株主名簿に記載または記録された株主</u>または質権者に対し、金銭による剰余金の配当（本定款において、かかる配当を「中間配当」といい、中間配当により支払われる金銭を「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 47 条 当銀行は、取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対し、金銭による剰余金の配当（本定款において、かかる配当を「中間配当」といい、中間配当により支払われる金銭を「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>第 48 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当銀行においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</p>